

オレンジハート

社協だより

No.48

平成21年12月1日発行

編集・発行

ふれあいネットワーク

社会福祉法人

南相馬市社会福祉協議会

〒975-0011

福島県南相馬市原町区小川町322-1

TEL 0244-24-3415

FAX 0244-24-1271

http://www.m_somashakyo.or.jp

shakyo@m_somashakyo.or.jp

印刷:株式会社まつざき印刷

▶先生、これは何の化石ですか？



化石探しに行きました

小高区福祉少年団の団員21人が、11月21日に原町区石神地区の残土置き場で化石採取に挑戦しました。

相馬中村層群研究会の方々にご協力をいただき、代表の八巻安夫さんから、1億5,000万年前には南相馬市

はまだ海だったことや、貴重な化石に発見者の名前がつくことなどを教わりました。

いざ、採掘を始める

と、次々に「見つけた」と大声があがり、アンモナイトや木の葉などさまざまな化石

を採取できました。



▲大きなアンモナイトの化石が探されました！



▲みんな一緒にフラガール♪（石神地区）



▲健康を保つには、体操が1番！（高平地区）



▲よく狙って投げてくださいね（太田地区）

▲おじいさん、おばあさん、いつまでも元気でいてね
(北町地区、仲町地区、本町・三島町地区)

地域の皆さんと交流を深める

原町区内のひとり暮らし高齢者（70歳以上）を対象に、「ふれあい交流事業」を原町区内7地区で開催しました。

参加者が住んでいる地域での開催のため、各自的特色を生かした

踊りや唄、ゲームなどをを行い、楽しい時間を過ごしました。
皆さんからは、「昔の仲間やボランティアの方達と話ができるよかったです」と好評をいただきました。

『みなみ地区・国見地区』
平成21年11月26日（木）
ひばり生涯学習センター

『大甕地区』

平成21年11月18日（水）
大甕生涯学習センター

『原町区福祉会館』

『北町地区・仲町地区・本町・三島町地区』
平成21年11月13日（金）

『石神地区』
平成21年11月12日（木）
石神生涯学習センター

『太田地区』
平成21年11月10日（火）
太田生涯学習センター

『ひがし地区』
平成21年11月9日（月）
高平生涯学習センター
道の駅 南相馬

開催地域

〔成績〕
3位 優勝 平田島尾
準優勝 武夫大井
〔成績〕
3位 優勝 山田信吉
準優勝 武志塚原

第4回南相馬市社会福祉協議会長杯歳末グラウンドゴルフ大会を11月13日に小高区中部運動場で開催しました。戸外の木々もすっかり色づき暖かい装いが似合うころ、40人が参加し、わきあいあいとプレーを楽しみました。



▶お疲れ様でした！



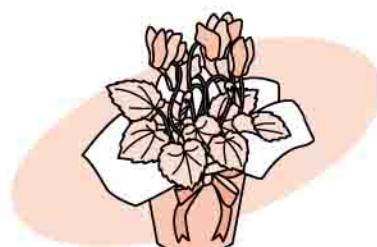
▶世界でただ1つの
カレンダーです。

受講してみて

野々山文子(南町三)

今回、孫の写真を使い、来年のカレンダーを作成しました。

講師の先生からアドバイスをいただき、楽しくわかりやすく作ることができました。来年は、孫の成長をカレンダーを見ながら楽しもうと思います。



優勝目指し、熱い戦い！

色とりどりの写真が散りばめられた作品に、受講者は感嘆の声を上げて笑顔でお互いの作品に見入っていました。

◆問合せ先
44-15970(小高区)
☎ 46-15354(鹿島区)
24-13415(原町区)

▶一つ一つ、心を込めて
作りました。



▲素敵な作品ができました

高齢者の生きがいづくりを目的に、「オリジナルカレンダー作り」を10月～11月に2回シリーズで開催しました。受講者が、デジタルカメラで撮った色鮮やかな花々や家族の笑顔、旅行先の景色などを使って、世界に一つだけのカレンダーを作り上げました。

◀皆さん、真剣にパソコンに向かっていました。



手作りお手玉を貸し出します

鹿島区老人クラブ連合会女性部のリーダー育成事業として、紅白のお手玉、420個を手作りしました。

学校や地域の行事などに貸し出しますので、ぜひ、ご利用ください。

また、社会福祉協議会では、輪投げなどのニュー・スポーツ器具も貸し出しています。



災害についての勉強会

避難所運営を中心とした勉強会を、11月20日に原町区福祉会館で実施しました。

市民、市内の特別養護老人ホーム、老人保健施設、障がい者通所施設などの職員、市及び社協の職員合わせて31人が参加し、(株)社会安全研究所より3人の講師を招き、講義・演習を受けました。



▲避難所の本部はどこに置く？

目標を持つて取り組む大切さ

さらに熱意を持つて活動していきたい」と喜びを語つていました。

おめでとうございました。

原町区在住の鈴木節子さんは、平成6年から食生活改善推進員を始め、地域に密着した各種ボランティア活動を自主的に行つてきました。

原町区在住の鈴木節子さんは、平成6年から食生活改善推進員を始め、地域に密着した各種ボランティア活動を自主的に行ってきました。

今回、その功績が認められ、いきいき長寿県民賞を受賞されました。



▶受賞報告に訪れた鈴木さん

皆さんなり、どのような対応をしますか？

【課題①】
市災害対策本部から支援物資と食料を届けたいので、避難者数を教えてほしいとの問い合わせがあった。

【課題②】
すでに毛布を配っているが、体育館では底冷えがひどく避難者が寒がっている。

【課題③】
避難者からボランティアとして何か手伝えないかという申し出があった。

皆さんなら、どのような対応をしますか？

課題①

市の災害対策本部から支援物資と食料を届けたいので、避難者数を教えてほしいとの問い合わせがあつた。

課題④

と考えております
今後も特段のご協力を賜
りますようお願い申し上げ
ます。

課題⑤

乳幼児を連れた避難者が、着の身着のままで避難してきた。子どもは、オムツを交換する必要がありそう。

課題⑥

お年寄りの避難者から「家族が別の避難所にいるはずなので、そちらに行きたい。」との申し出があった。

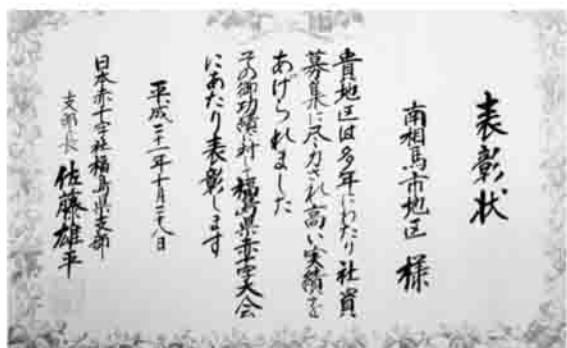
が別の避

が別の避難所にいるはずなので、そちらに行きたい。」との申し出があった。

日本赤十字社

福島県赤十字大会が、10月28日にピッグパレットをふくしまで開催されました。

表彰狀



贊助會員會費

〔平成21年9月1日～平成21年10月31日〕

- # 賛助会員会費
- 《平成21年9月1日～平成21年10月31日》
- 上町内科皮フ科クリニツク
- 万葉園
- 佐藤じてんしゃ
旭電気工事
- 北町保育所
- 有杉内自動車整備工場
- 特別養護老人ホーム福寿園
- 中里工務店
- 福建コンサルタント
- 割烹こはた
- 南相馬市原町建設業組合
- スズトヨ
- 片岡建設
- （有）原町オート商会
- 援護消防設備㈱
- （資）亀屋菓子店
- （株）中野屋・ラフィーヌ
- （株）シマ商会
- （社）山二警備保障
- （株）原町建設業
- （株）木元装建
- （株）安藤ボンブ工業所
- （株）大一事務機
- （株）松永牛乳㈱
- （株）鎌田商店
- （株）大町病院
- （株）長生院
- （株）日本デルモンテ福島工場
- （株）伊藤冷機工業㈱
- （株）日清医療食品㈱
- （株）仙台支店
- （株）有植松教材社
- （株）（有）相馬リースキン
- （株）相馬トヨタ自動車原町店
- （株）庄建技術㈱
- （株）（有）フレンドショッピングマダ
- （株）（有）相馬双葉漁業協同組合鹿島支所
- （株）佐藤理容所（原町区東町）
- （株）（有）丸三製紙㈱
- （株）（有）日栄地質測量設計㈱
- （株）旭タイヤ商会
- （株）（有）（有）はらまち旅行
- （株）（有）相馬双葉漁業協同組合鹿島支所
- （株）（有）高野眼科医院
- （株）（有）（有）（有）はらまち心療内科クリニツク
- （株）（有）（有）（有）（有）（有）
- （敬称略させていただきました）
ありがとうございました。

ありがとうございます。

歳末たすけあい募金による配分申請の受付

(地域福祉活動に対する配分)

歳末たすけあい募金

による配分申請の受付を行います。

市内の地域組織など

(※1) の自主活動による、地域の高齢者や障がい者、児童などを対象に地域福祉を目的としたふれあい事業などで本年12月から翌年1月までに行う特別事業です。

※1 地域組織など

行政区・ボランティア団体など

福島県共同募金会南相馬市支会事務局(社協内)
☎ 24-13415

(原町区) 三瓶まで

◆配分金額

1団体1事業までとし、総事業費の3分の2以内で5万円を限度額とします。

◆受付期間

平成21年
12月18日(金)

福島県共同募金会南相馬市支会事務局(社協内)
☎ 24-13415

(原町区) 三瓶まで

◆日時

平成22年1月21日(木)
午前9時30分～正午

◆会場

原町区福祉会館

◆日時

平成22年1月21日(木)
午前9時30分～正午

◆会場

(小高区) 佐藤まで

◆対象

46-15354

◆申込締め切り

(鹿島区) 濱名まで

◆申込・問合せ先

24-13415

◆対象

44-15970

◆申込締め切り

(小高区) 佐藤まで

◆申込・問合せ先

44-15970

◆対象

44-15970

◆申込締め切り

(小高区) 佐藤まで

◆申込・問合せ先

44-15970</

生活福祉資金貸付制度のご案内

福島県社会福祉協議会では、生活福祉資金の貸付事業を実施しておりますが、今年の10月1日より本制度が改正されましたので、お知らせします。

◆目的

この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき、他の貸付制度(※)が利用できない低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的としています。

(※)母子・寡婦福祉資金、日本学生支援機構、日本政策金融公庫、その他の金融機関など

◆ご利用いただける世帯（※世帯収入制限があります）

- ①低所得世帯 ②障がい者世帯 ③高齢者世帯
- (※)資金種類別に貸付世帯が異なります。

◆留意事項

- ①ご相談の段階で、借入申込者の家族などとも面接させていただくことがあります。
- ②住民票と居住地が同一でない場合は、借入申込みできません。（総合支援資金を除く）
- ③貸付審査により貸付を行わないことがあります。
- ④虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸しつけた金額を即時に返済していただきます。

◆資金種類

①総合支援資金

失業者など、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対し貸付ける資金。

【資金種類】①生活支援費 ②住宅入居費 ③一時生活再建費

※貸付金の利率：連帯保証人を立てる場合→無利子、連帯保証人がいない場合→据置期間経過後年 1.5%

②福祉資金

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者世帯に限る。）に対し、下記（福祉費）及び2（緊急小口資金）により、日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的並びに緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要であると見込まれる費用を貸付ける資金。

（1）福祉費

【資金種類】①生業費 ②技能習得費 ③住宅の増改築費 ④福祉用具等購入費 ⑤障害者自動車購入費
⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料追納費 ⑦療養費 ⑧介護費 ⑨災害援護費 ⑩冠婚葬祭費
⑪住居の移転費 ⑫就職、技能習得の支度費 ⑬その他日常生活上一時的に必要な経費

※貸付金の利率：連帯保証人を立てる場合→無利子、連帯保証人がいない場合→据置期間経過後年 1.5%

（2）緊急小口資金

【資金種類】①医療費又は介護費の支払等、臨時の生活費が必要なとき ②給与等の盜難、紛失によって生活費が必要なとき ③火災等被災によって生活費が必要なとき ④その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき ※貸付金の利率：無利子（連帯保証人不要）

③教育支援資金

低所得世帯に対し、他の制度が利用できない世帯を対象に、その世帯の経済的自立と子どもの高校・大学などへの就学希望の実現を目的とし、次に掲げる経費として貸付ける資金。

【資金種類】①教育支援資金 ②修学支度資金

※貸付金の利率：無利子（連帯保証人不要；ただし、当該者が借受人となり、世帯内の生計中心者が連帯借受人となる。）

④不動産担保型生活資金

低所得の高齢者世帯に対し、不動産を担保として貸付ける資金。

【資金種類】①不動産担保型生活資金 ②要保護世帯向け不動産担保型生活資金

※貸付金の利率：年 3% 又は日本銀行長期プライムレートのいずれか低い利率

◆その他の貸付制度

①臨時特例つなぎ資金

離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付し、自立を支援することを目的としています。

◆連帯保証人

原則として県内に居住する連帯保証人を 1 名たてていただきます。ただし、資金種類により緩和措置もありますので、下記をご覧ください。

◆貸付金の利率及び償還（返済）方法

資金種類により無利子、年 1.5% などとなります。
※詳しくは、下記をご覧ください。

◆民生委員等の相談支援

この資金は生活の安定や立て直しを図ることを目的としていることから、民生委員、関係機関などの相談・支援を受けていただきます。

※内容の詳細に関しては、下記までお問い合わせください。

【南相馬市社会福祉協議会】

☎ 44-5970（小高区）

☎ 46-5354（鹿島区）

☎ 24-3415（原町区）

第十二回 誌上法律相談!!

『敷金をめぐるトラブルについて』



相馬ひまわり基金法律事務所

弁護士 沼生 隆

Aさんは2年間住んでいたアパートから引っ越しすることになりました。入居時に敷金として15万円を入れたのですが、大家のBさんから「壁紙の貼り替えや畳の表替えの費用に充てる」と言われ、返してくれません。部屋をきれいに使ってきたAさんは、Bさんの言い分に納得できません。

【相談】

Aさんは2年間住んでいたアパートから引っ越しすることになりました。入居時に敷金として15万円が請求され、敷金から差し引かれることがあります。それらの費用は本当に全部借家人が負担しなければならないのでしょうか。退去における敷金返還に関するトラブルを防止するためには、敷金についてよく知つておいてくれません。部屋をきれいに使ってきたAさんは、Bさんの言い分に納得できません。

2、敷金とは？

主に対する債務（家賃など）を担保するために貸主に預けられるお金で、契約終了時に未払家賃などを差し引き、残額があれば借家人に返還するものとされています。

したがつて、未払家賃などの借家人の債務がない場合には、原則として、全額が借家人に返還されるべきものなのです。

する程度のものであれば、修繕費用をAさんが負担する必要はありません（ただし、契約で一定の修繕費用が借家人の負担とされている場合もありますから、契約書等をよく確認する必要があります）。

○誌上法律相談にご協力いただいている弁護士事務所は左記のとおりです。

（相馬ひまわり基金法律事務所）
☎ 26-16080
（若杉裕二法律事務所）
☎ 37-2560
※初回法律相談30分につき5,250円となっています。ご相談の際、参考にしてください。

「まじこる」ひろば

平成21年10月16日～平成21年11月15日

総合相談所

○法律相談《相談員：弁護士》

☆12月1日(火)

平成22年1月5日(火)

9:00~12:00

原町区福祉会館

《定昌》 8人 ✎予約制

《新民晚报》记者

☆12月22日(火) 9:00

○心配ごと相談

《相談員：本会委嘱の相談員》

(9:00 ~ 12:00)

小高区 12月8日(火)・22日(火)

小高老人福祉センター

鹿島区 12月8日(火)

鹿島区社会福祉センター (まつみ井)

原町區 12月8日(火)～15日(火)

12月8日(火)・13日(水)
23日(火) 原町区福祉会

※相談日以外は、社会福祉協議会

職員が対応します。

※市民相談を含め、上記の相談会は無料となっております。

○市民相談（法律相談）

《日 時》 12月17日(木)
9:00~12:00

《会 場》市役所市民相談室
《定 員》 8人 ※予約制

【問合甘先】

市民生活部市民

編集後記

ひと雨ごとに寒さが増す季節になりました。皆さんのが體調管理はいかがでしょうか？
寒さで憚んで顔が強張つたりしていませんか？そんな寒い季節のお供が鍋料理です。干した鰯鍋が肌に良いということですが、しつかり温まつて、ブリブリの肌で冬を乗り切りましょう。

福島いのちの電話 相談電話 024-536-4343